平成２３年（フ）第９９１号
名古屋市西区笹塚町２丁目70番地　鳥見パーク・マンション三番街南棟、住民票上の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水40番地　レインボー豊山404
債務者　有馬　達也
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９８号
長崎県長崎市新小が倉２丁目10番16号
債務者　猪股　重人
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
熊本市植木町豊田485―２　福田アパートⅢ102号佐藤方、住民票上の住所熊本市万楽寺町269番地
債務者　水田　幸嗣
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　輝久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１６号
福井市江上町第50号19番地
債務者　中川　國安
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
岐阜県可児市瀬田315番地
債務者　金子　達也
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１９号
岐阜市蔵前７丁目10番４号
債務者　堀　　俊幸
法定代理人成年後見人　堀　　祐子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８５号
山形市南栄町１丁目３番11―105号　ロイヤルマンション南栄町
債務者　秋葉　英昭
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　　朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第２０２号
埼玉県草加市青柳８丁目21番３号　グリーンアベニューＢ―102号
債務者　大島　　健
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３８号
岩手県一関市大東町摺沢字新右エ門土手11番地７
債務者　那須久美子（旧姓寺尾）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４２号
岩手県一関市南町４番13号
債務者　飯塚　知美
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１１３号
奈良県葛城市八川181番地１　藤枝ハイツ１棟７号、前住所奈良県桜井市大字芝1001番地の６
債務者　佐々木久和
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
奈良県橿原市中曽司町259番地の40　共栄住宅
債務者　牛坂　義美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
奈良県宇陀市大字陀本郷651番地の１
債務者　中尾　冨子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
奈良県橿原市光陽町50番地の２　川西団地Ａ５―403号
債務者　高松優美こと　髙松　優美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
奈良県宇陀市榛原下井足746番地
債務者　馬場なをみ
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
奈良県大和高田市中三倉堂１丁目６番８号
債務者　原田　道子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地の152
債務者　森田　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部